

(社) 長崎県建設業協会会長
(社) 長崎県中小建設業協会会長
(社) 長崎県造園建設業協会会長
(社) 長崎県ほ装協会会長
(社) 長崎県工務店連合会長 様
(社) 長崎県下水道建設業協会
(社) 長崎県管工事協会会長
(社) 長崎県建造物解体工業協会会長
(社) 長崎県港湾漁港建設業協会会長
(社) 長崎県トンネル協会会長

長崎県土木部長



平成18年度営業所調査結果に基づく
建設業法の遵守について

標記について、平成16年度から実施している営業所調査に関し、平成18年度の調査結果を、別紙のとおりとりまとめましたのでお知らせします。

調査結果のうち、特に下記事項については、平成16年度及び平成17年度の調査結果発表時においても注意喚起を行っているところですが、引き続き十分留意する必要がありますので、貴下会員への周知徹底方よろしくお願ひします。

なお、平成19年度は、新しくAクラスになった業者及びBクラス業者を中心に調査を実施することとしており、違反等があった場合には、建設業法に基づく改善指導や監督処分など厳正な対応を行うこととしておりますので、申し添えます。

記

- ①建設業許可標識の不掲示が散見されるので、不掲示の営業所にあつては、公衆の見やすい場所に国土交通省令の定める事項を記載した標識を掲示すること。
- ②県に届け出を行っている営業所の住所地における営業所としての実態に疑義が認められる場合がある。住所地を変更している場合には、速やかに変更届を提出すること。
- ③2,500万円以上（建築については5,000万円以上）の公共性のある工事で、現場に営業所専任技術者を配置している事例が見受けられた。営業所専任技術者は営業所に常駐することとなっているので、兼務することがないように十分留意すること。
- ④許可を受けた建設業の工種で、営業所専任技術者が退職したまま不在となっている場合があるので、退職等があった場合は、速やかに届出を行うこと。そのまま放置した場合、許可取り消し処分もあり得ること。

